

# 川崎市日常生活支援住居施設指導検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市（以下「市」という。）における生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下「施設」という。）に対し市が指導検査（以下「検査」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(実施対象)

第2条 この要綱による検査の対象は、法第30条第1項ただし書に規定する施設とする。

(検査の目的)

第3条 検査は、法第30条第1項ただし書及び第84条の規定並びに日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（令和2年厚生労働省令第44号。以下「省令」という。）第24条第1項に基づき、施設の運営状況について調査又は検査するとともに、必要な助言、指導を行うことにより、適正な施設の運営と入所者の保護を図ることを目的とする。

(実施方法)

第4条 検査は、法第30条第1項ただし書及び法第84条の規定並びに省令第24条第1項の他、施設事業等に関して国から発出される基準及び指導検査指針等の通知等に基づき実施する。

2 検査を効率的に実施するため、健康福祉局長は次に掲げる事項を定める。

(1) 検査における重点事項

(2) 年間検査実施計画

(実施体制)

第5条 検査は、健康福祉局生活保護・自立支援室職員により検査班を編成して実施する。

2 検査班に班長を置き、班長には係長級以上の職員をもって充てる。

(検査の種類)

第6条 検査は、一般検査と特別検査とする。

(一般検査)

第7条 一般検査は、年間検査実施計画に基づき実地又は書面により毎年度実施する。

2 前項の規定にかかわらず、施設の運営等に問題が発生した場合、又は問題発生のおそれがあると認められる場合は、一般検査を随時実施することができる。

3 一般検査は、以下の項目について実施する。

(1) 施設（建物・設備）

(2) 諸規程

(3) 職員

(4) 入所者処遇（個別支援計画）

(5) 苦情対応

(6) 防災対策

(7) 福祉事務所及び関係機関並びに地域との連携

(8) 会計経理

(9) 予算の編成・執行

(10) 決算

(11) その他

4 一般検査の実施にあたっては、事前に日時、場所等を施設の事業者にも文書で通知する。

なお、一般検査を効率的に実施するため、施設に対し事前に資料の提出を求めることができる。

5 一般検査を実地において行った場合は、実施場所等において、その結果について施設の管理者に対し講評を行う。

（一般検査の基準）

第8条 一般検査における公平性を担保するため、着眼点、関係法令、指導内容及び指摘区分等を内容とする検査基準を別に定める。

（特別検査）

第9条 特別検査は、一般検査における度重なる指導によっても是正改善が認められない場合、施設の運営に重大な問題がある場合など、問題等の内容に応じ実地において行う。

（検査結果の通知等）

第10条 検査の結果は、次の各号に掲げる区分にしたがって、施設の事業者  
に文書で通知する。

(1) 省令第1条第1項各号に掲げる要件に該当しない場合は、軽微なものを  
除き、当該事項を文書指示事項とし、期限を定めて改善報告を求める。

(2) 省令第1条第1項各号に掲げる要件に該当しない軽微なものは、当該事項  
を口頭指示事項として文書により通知し、施設の事業者による自主的な是正  
又は改善を指導する。なお、改善報告の提出は不要とする。

(認定の取消し等)

第11条 前条第1号の文書指示事項について、改善が見込まれない場合には、  
施設としての認定を取り消し、又は期限を定めてその認定の全部若しくは一  
部の効力を停止することができる。

ただし、委託事務費の請求に不正があった場合、入所者からの利用料を不正  
に受領した場合、入所者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれのある場  
合等については、直ちに認定の取消し又は効力の停止を行うことができる。

(無料低額宿泊所)

第12条 実地指導検査の対象となる施設が社会福祉法（昭和26年法律第45  
号。）第68条の5第1項の規定に基づき、社会福祉法第2条第2項第8号  
に規定する生計困窮者のために無料又は低額な料金で利用させることを目的  
とした宿泊事業（以下「無料低額宿泊所」という。）の用に供する施設とさ  
れていることが要件のため、省令第26条に基づき、その例によることとし  
ている無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準については、「川崎市無  
料低額宿泊所指導検査実施要綱」に基づき、あわせて指導検査を行うものと  
する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、健康  
福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。